

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成 機械・施設の整備	調査等 / 安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化 / スマート農業 経営改善 スマート農機
実施主体別	県	

事業名	「西北のハンデ克服」リモート技術を活用した肉用牛生産推進事業 (県単・新規)			
アピールポイント	昨今のコロナ禍により既に普及し、定着したリモート技術を畜産分野でも積極的に活用することで、西北地域の抱える距離的、時間的なハンデを克服することが可能となる。			
事業の趣旨	西北地域での肉用牛生産を維持し拡大するため、リモート技術を活用した飼養管理の効率化と草地管理技術の高度化を図り、草地資源の有効活用による低コストな肉用牛生産体制の整備に取り組む。	予算額(千円)	2,260	
		内 訳	国	—
			県	2,260
			その他	—
事業の内容等	1 リモート技術の導入に向けた検討 (1) リモート技術導入検討会議 (2) 先進地調査の実施 (3) 現地実践研修会の開催  2 リモート技術の活用手法の実証 (1) 飼養管理情報共有化による効率化実証 (2) 公共牧場の草地管理技術の高度化実証  3 リモート技術の普及啓発 (1) 西北地域全体で活用できる「リモート技術活用マニュアル」作成  《事業実施主体》 県(西北地域県民局地域農林水産部)	補助率	標準事業費	
		—	—	
【令和5年度実施計画等】 1 リモート技術導入のための検討会議の開催 2 リモート技術の活用に向けた先進地調査の実施 3 リモート技術の活用に向けた現地実践研修会の開催 4 共同利用牛舎内カメラ設置による飼養管理情報の共有や獣医師への情報伝達 5 放牧地の画像診断による草地管理情報の共有や肥培管理技術指導				
実施期間	令和5～6年度	担当	西北地域県民局地域農林水産部 畜産課 (代表0173-72-6612)	

目的別	地域を変えるための切り口 生産基盤の整備 機械・施設の整備	その他（麦・大豆の団地化の推進） 暗渠排水 / その他（麦・大豆の先進的な営農技術の導入） 施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機 / その他（改良）
実施主体別	市町村 / 任意団体 / 地域農業再生協議会	

事業名	産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆機械導入対策）（国庫・新規） 【産地生産基盤パワーアップ事業のうち新市場獲得対策のうち国産シェア拡大対策のうち麦・大豆機械導入対策】			
アピールポイント	麦・大豆の増産や安定供給に必要な農業機械等の導入等ができる。			
事業の趣旨	計画的に国産麦・大豆の増産や安定供給を目指す産地に対し、計画の実現に必要な農業機械等の導入を支援する。	予算額(千円)	19,156	
		内訳	国	19,156
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>麦・大豆産地の生産拡大に向け、生産性向上や効率化に必要な機械・施設の導入、リース導入及び改良を支援する。</p> <p>※機械等ごとに50万円以上5,000万円未満 購入の場合は本体価格 リース導入等の場合は物件相当額で、リース期間は2年以上、法定耐用年数以内</p> <p>《事業実施主体》 農業者の組織する団体（受益農業従事者が5名以上）、地域農業再生協議会、市町村、補助事業者が地方農政局長等と協議して認める団体</p>	補助率	標準事業費	
		1/2以内	※	
<p>【採択要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国産麦・大豆の生産・利用拡大に向けて、産地と実需が連携した麦・大豆国産化プランが策定されていること。</li> <li>2 生産拡大・生産性向上につながる成果目標を定めていること。</li> <li>3 事業実施計画書の内容が実施要領の要件を満たしており、成果目標の達成に直接結びつく内容であること。等</li> </ol>				
実施期間	令和5年度	担当	農産園芸課 稲作・畑作振興グループ (内線5074、直通017-734-9480)	

目的別	地域を変えるための切り口 生産基盤の整備 機械・施設の整備	その他（麦・大豆の団地化の推進） 暗渠排水 / その他（麦・大豆の先進的な営農技術の導入） 施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機 / その他（改良）
実施主体別	市町村 / 任意団体 / 地域農業再生協議会	

事業名	麦・大豆生産技術向上事業（国庫・継続） 【麦・大豆生産技術向上事業】			
アピールポイント	麦・大豆の団地化の推進、生産性向上に向けた営農技術の導入、生産拡大に必要な農業機械等の導入等ができる。			
事業の趣旨	麦・大豆生産基盤を強化し、安定供給体制の構築を推進するために、国産麦・大豆の生産性向上のための作付けの団地化の推進や営農技術の導入、生産拡大に向けた機械導入等を支援する。	予算額(千円)	22,990	
		内訳	国	22,990
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 生産性向上の推進（必須） 事業実施主体が実施する団地化等を推進する際に必要な経費について、実際に要した費用を上限額の範囲内で支援する。 ※1 上限額 50ha未満 100万円 50ha以上～150ha未満 200万円 150ha以上 300万円 《事業実施主体》 農業者の組織する団体（受益農業従事者5名以上）、地域農業再生協議会</p> <p>2 新たな営農技術の導入 各地域における麦・大豆生産に係る課題解決に向け、営農技術を新たに導入する取組に対して支援する。 《事業実施主体》 農業者の組織する団体（受益農業従事者5名以上）、地域農業再生協議会</p> <p>3 生産性拡大に向けた機械・施設の導入等 麦・大豆の生産拡大や成果目標の達成に必要な機械・施設の導入、リース事業、改良について支援する。 ※2 機械等ごとに50万円以上5,000万円未満。購入の場合は本体価格。リース導入等の場合は物件相当額で、リース期間は2年以上、法定耐用年数以内。 《事業実施主体》 農業者の組織する団体（受益農業従事者5名以上）、地域農業再生協議会、市町村、補助事業者が地方農政局長等と協議して認める団体</p> <p>4 生産性向上の取組 本事業を実施するために必要な会議・研修会の開催、実需者との意見交換会等に係る経費について支援する。 《事業実施主体》 市町村</p>	補助率	標準事業費	
		定額	※1	
		定額	上限 10,000円 /10a	
		1/2以内	※2	
1/2以内	「新たな営農技術の導入」の事業費の10%以内			
【採択要件】				
<p>1 国産麦・大豆の生産・利用拡大に向けて、産地と実需が連携した麦・大豆国産化プランが策定されていること。</p> <p>2 生産拡大・生産性向上につながる成果目標を定めていること。</p> <p>3 「生産性向上の推進」に必ず取り組むこと。</p> <p>4 事業実施計画書の内容が実施要領の要件を満たしており、成果目標の達成に直接結びつく内容であること。等</p>				
実施期間	令和5年度	担当	農産園芸課 稲作・畑作振興グループ (内線5074、直通017-734-9480)	

目的別	生産基盤の整備 機械・施設の整備	ほ場整備 / 暗渠排水 施設導入 / 機械購入 / スマート農機
実施主体別	県 / 市町村	

事業名	農地利用効率化等支援交付金（国庫・継続）			
アピールポイント	地域計画のうち目標地図に位置付けられた者等による農業機械等の導入等を支援する。			
事業の趣旨	地域計画のうち目標地図に位置付けられた者等が、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、経営改善に取り組む等の場合、必要な農業用機械・施設の導入等を支援する。	予算額(千円)	119,318	
		内訳	国	119,177
			県	141
			その他	—
事業の内容等	<p>1 融資主体型補助</p> <p>(1) 助成対象者 地域計画のうち目標地図に位置付けられた者（認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者）、実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体、地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者 等</p> <p>(2) 内容 融資を活用して農業用機械・施設等を導入等する際に、融資額を除いた自己負担部分への助成</p> <p>《事業実施主体》 県、市町村</p> <p>2 市町村附帯事務費 市町村の補助金等に要する事務経費を補助</p>	補助率	標準事業費	
		融資主体 3/10以内	<p>上限 300万円 (ただし、目標地図に位置付けられた者のうち経営面積の拡大等を目指す者は上限600万円)</p> <p>先進的農業経営確立支援タイプ 個人 1,000万円 法人 1,500万円</p>	
		1/2以内		
<p>【採択要件】</p> <p>1 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。</p> <p>2 事業の対象となる機械等は、耐用年数がおおむね5年以上20年以下であること。</p>				
実施期間	令和4年度～	担当	構造政策課 農村活性化グループ (内線5063、直通017-734-9534)	

目的別	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機 / 改修
実施主体別	県 / 市町村 / 農協 / 農業委員会 / 法人 / 個人 / 任意団体 / 公社	

事業名	園芸産地における事業継続強化対策事業（国庫・継続） 【園芸産地における事業継続強化対策】			
アピールポイント	農業用ハウスの補強や防風ネットの設置等ができる。			
事業の趣旨	園芸産地における非常時の対応能力向上に向け、複数農業者による事業継続計画の策定や、事業継続計画の実践に必要な取組を支援する。	予算額(千円)	2,572	
		内訳	国	2,572
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 園芸産地における事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備（定額）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業継続計画の策定に係る検討会の開催や、非常時の協力体制の構築に係る取組 等</li> </ul> <p>2 園芸産地における事業継続計画の実践</p> <p>(1) 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証（定額）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自力施工技術の研修会の開催、自力施工の技術を活用したハウスの復旧実証の取組 等</li> </ul> <p>(2) 既存ハウスの補強等の被害防止対策（1/2以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存ハウスの保守管理及び補強、防風ネットの設置、換気扇や融雪装置の設置、非常用電源の導入等の取組</li> </ul> <p>《事業実施主体》 県、市町村、公社、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、特認団体 等</p>	補助率	標準事業費	
		定額	定額	
		1/2以内		
<p>【採択要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県の園芸産地における事業継続推進計画に位置づけられていること。</li> <li>2 県以外が取組主体となる場合は、2戸以上の農業者から構成されていること。</li> <li>3 2のメニューの場合、以下を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1の取組を実施すること。</li> <li>(2) 2の(2)の取組を行う場合は、農業保険法に基づく園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等に加入すること。</li> <li>(3) 2の(2)の取組を行う場合は、収入保険に加入すること。</li> <li>(4) 2の(2)の取組を行う場合は、個々の経営体でも事業継続計画を策定すること。</li> </ul> </li> </ol>				
実施期間	令和3～7年度	担当	農産園芸課 野菜・花き振興グループ (内線5077、直通017-734-9485)	